

公 告

分任契約担当官
陸上自衛隊姫路駐屯地
第352会計隊姫路派遣隊長 伊藤 実枝子

以下のとおり一般競争入札を実施するので、「入札及び契約心得」及び「契約条項」を承知のうえ参加されたい。

1 入札事項

契約実施計画番号	調 達 要 求 番 号	物 品 番 号	仕 様 書 番 号				
5QFN1ET00110	5RN71A50019 0001						
品名 または 件名							
姫路（7）伊伝居宿舎B棟（101）他給湯器取替 ほか2件							
部品番号 または 規格							
仕様書のとおり							
使 用 器 材 名							
数 量	単 位	銘 柄	使 用 期 限 等	グ ル ー プ	指 定	検 査	包 装
30.00	ST						
納地または工事場所				引 渡 場 所			
各地				各地			
搬 入 場 所				納 期 ま た は 工 期			
姫路駐屯地業務隊厚生科厚生班 担当 福本				令和7年8月29日（金）～令和7年10月31日（金）			

上記項目を含む要求品目の内容については、品目等内訳書に記載する。

2 競争参加資格

次のいずれかであること
全省庁統一資格の「役務の提供等」に係る等級がA、B、C、D等級であること
ただし、細部は注意事項による。

3 契約条項を示す場所

第352会計隊姫路派遣隊 事務室

4 説明会及び入札執行の日時場所

説明会日時場所：
入札日時場所：令和7年7月8日（火）10時30分 陸上自衛隊姫路駐屯地 入札室

5 保証金

入札保証金：免除 契約保証金：免除

6 落札決定方式及び契約方式

落札決定方式：総品目総額 契約方式：一般競争

7 注意事項

細部は、品目等内訳書及び別紙のとおり

入札に参加する者は必ず現地確認を実施すること。

現場担当者：姫路駐屯地業務隊 厚生科 厚生班 福本 079-222-4001（内線379）

適用する契約条項は、駐屯地用標準契約書の役務請負契約条項、談合等の不正行為に関する特約条項、暴力団排除に関する特約条項とする。

1 競争入札に付する事項

- (1) 件名：姫路（7）伊伝居宿舍B棟（101）他給湯器取替ほか2件
- (2) 履行場所：品目別内訳書及び仕様書のとおり
- (3) 履行期間：品目別内訳書及び仕様書のとおり

2 競争に参加する者に必要な資格に関する事項

次の各項目のすべての条件を満たす者

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
 - (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
 - (3) 令和7・8・9年度、競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供」D等級以上の資格を有する者。
 - (4) 都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者については、競争参加を認めない。
 - (5) 入札後、契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者とは契約を行わない。
 - (6) 入札心得に定める「暴力団排除に関する誓約事項」に基づく誓約を行わない者の競争参加を認めない。
 - (7) 契約担当官等から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。（協力者を含む。）
 - (8) 防衛省大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
 - (9) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のあるものであって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
 - (10) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。
- (11) 現場確認をしない者は、現場現物の未確認による紛争防止のため、当該事項に起因する苦情の申立てを行わないこととを同意の上、競争入札に参加すること。

3 契約条項等を示す場所

入札資料等は、下記に示す期間、第352会計隊姫路派遣隊 契約班窓口において配布する。
令和7年6月19日（木）～令和7年7月7日（月）（土曜日・祝日を除く0900～1600）

4 入札説明会及び競争入札執行の場所及び日時

- (1) 入札説明会 : 実施しない。ただし入札に参加しようとするものは下記現場担当者に連絡し期間内に現場確認を実施すること。
 - ア 現場担当者 : 姫路駐屯地業務隊 厚生科 厚生班 福本 079-222-4001（内線379）
 - イ 現場確認期間 : 令和7年6月19日～令和7年7月7日（土曜日・祝日を除く0900～1600）
- (2) 入札
 - ア 場所 : 陸上自衛隊姫路駐屯地 会計隊入札室
 - イ 日時 : 令和7年7月8日（火）10時30分から

5 保証金等に関する事項

- (1) 入札保証金 : 免除
- (2) 契約保証金 : 免除
- (3) 違約金 : 落札者が「入札及び契約心得」に従って契約締結の手続きをしない場合には、落札者が契約締結に応じないものとみなし、落札価格の100分の5に相当する金額を違約金として徴収し、契約者が契約を履行しない場合は、契約金額の100分の10以上の金額を違約金として徴収する。

6 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%（**軽減税率対象品目については8%**）に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとします。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税、地方消費税の課税事業者、免税事業者であることに拘わらず入札書には、見積もった金額の110分の100（軽減税率対象品目については108分の100）に相当する金額を入札書に記載すること。

7 入札の無効

- (1) 第2項で示した競争に参加する者に必要な資格を有しない者のした入札
- (2) 入札に関する条項に違反した入札
- (3) 入札金額、入札者の氏名及び押印された印影が判別し難い入札

8 契約書の作成

落札金額が100万円以上の場合に請書、250万円以上の場合に契約書を作成する。

9 落札の決定方式

総品目総額決定

価格が予定価格の範囲内で最低の価格をもって申込をした者を落札者とします。
なお、落札となるべき同価の入札をした者が2人以上ある場合は、くじ引きにより落札者を決定します。

10 その他

- (1) 郵便等による入札については、**令和7年7月7日（月）17時必着分**までを有効とします。なお、事前に郵便入札の申し出を第352会計隊姫路派遣隊契約班まで行うとともに便着の確認を必ずお願いします。また、入札金額が同額による場合は当該入札に関係の無い職員により抽選を実施し、再度の入札となった場合は別途連絡します。
- (2) 電報・電話等による入札は認めません。
- (3) 入札に参加する者は、**令和7年7月7日（月）13時まで**に**資格決定通知書の写しを提出してください。**
（FAX・メール可）
- (4) 代表者以外の押印での入札については、入札までに委任状を提出してください。
- (5) **市価調査書は、令和7年7月7日（月）13時までの提出**にご協力ください。
- (7) **同等品判定依頼書提出期限：令和7年7月4日（金）10時00分**
- (8) 入札及び契約に関する詳細は、陸上自衛隊姫路駐屯地 第352会計隊姫路派遣隊 契約班窓口に閲覧してください。
- (9) 入札及び契約事項に関する問い合わせ先
〒670-0881 兵庫県姫路市峰南町1-70
陸上自衛隊姫路駐屯地 第352会計隊姫路派遣隊 契約班 担当：濱尾
TEL：079-222-4001 内線(347) FAX：079-222-4006（直通）
メール：ma347fin-ma@inet.gsdf.mod.go.jp
仕様書に関する問い合わせ先
陸上自衛隊姫路駐屯地 姫路駐屯地業務隊 厚生科 厚生班 担当：福本
TEL：079-222-4001 内線(379)

本公告は、陸上自衛隊姫路駐屯地 会計隊掲示板に掲示しています。

陸上自衛隊中部方面隊ホームページ <https://www.mod.go.jp/gsdf/mae/mafin/> に掲示している。

仕 様 書

- 1 役務件名：伊伝居宿舍B棟（101）他給湯器取替
- 2 役務場所：兵庫県姫路市広峰1丁目12-1
- 3 履行期限：令和7年10月31日（金）
- 4 役務概要：伊伝居宿舍B棟101～506号室 30組
- 5 一般事項
 - (1) 本役務は、仕様書によるほか、下記の技術基準（最終改定）及び関係法規を準拠する。
 - ・ 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修各種工事標準仕様書
 - ・ 防衛省施設整備本部制定各種共通仕様書
 - ・ 建築保全センター発行建築保全業務共通仕様書関係法令
 - ・ メーカー仕様書
 - ・ その他、監督官の指示によるものとする。
 - (2) 本仕様書は、本役務に適用する。
 - (3) 施工工程
実施に先立ち、監督官と協議したのち工程表を作成し、監督官の承認後に実施する事
 - (4) 軽微な変更
本役務は、図面より現場の納まり、取合いを優先する。よって軽微な変更が生ずる場合は監督官と協議しその指示により行う。その場合、請負金額の増減又は期間の延長はしないものとする。
 - (5) 材料等の見本は、実施に先立ち監督官に提出し、承認を得るものとする。
 - (6) 材料等
 - ・ 材料は、全て新品とし監督官の検査を受け、合格したものを使用する。
 - ・ 材料は、日本工業規格（JIS）等を標準とし、品質証明書及び試験成績書は整理して提出するものとする。これらの規格にないものは、製造販売元の仕様書及び材の厚さ等が分かる現物（カットモデル等）を添え監督官と協議する。
 - ・ 材料置場等は、監督官の指示した場所とする。
 - (7) 中間検査
役務完了後、外部から明視できなくなる箇所は、試験を行うにあたり監督官に立会の有無を確認のうえ、要すれば中間検査を受けるものとする。
 - (8) 役務写真は、作業前・作業中・作業後・材料搬入時及び作業後において隠蔽部となる箇所を必ず撮影するほか、その他監督官の指示する箇所を撮影し、整理の上提出するものとする。
 - (9) 役務に必要な電気・ガスは、受注者の負担とする。
 - (10) 現場で火気を使用する場合は、監督官に申告した後必要な手続きを行い、許可された後に使用する。（各種溶接作業を含む。）
 - (11) 現場の安全衛生に関する管理は、現場代理人が責任者となり関係法規を遵守して行うものとする。また、役務場所への作業員の出入りの管理、風紀衛生の取締り、火災、盗難及び他事故防止受注者の責任において管理すること。
 - (12) 施設に損傷を与えた場合は遅延なく監督官に報告すると共に官側指示の記載事項を備えた報告書を提出、じ後は官側の指示に基づき受注者の責任において原状回復する。
 - (13) 作業時間
 - ・ 役務実施時間は、特記事項による。特記事項に記載なき場合、原則平日午前8：15から午後5時とする。休日の作業が生ずる場合は、監督官と事前に協議するほか日時を変更する場合においても事前に監督官の承認を受けるものとする。
 - ・ 役務工程の遅延回復、役務実施上の都合により、監督官において作業時間の伸縮又は夜間作業の必要を認めた場合は、受注者はその指示に従うこと。
 - ・ 貸与された設計図書等がある場合は、すべて完了検査合格後、監督官に返納すること。
 - (14) 役務に関する提出書類・申請書等は、全て官側が示す規格・様式により作成し、速やかに監督官に提出する。
 - (15) 本役務は、役務終了後1年間を保証期間（瑕疵期間）とする。

6 特記事項

(1) 給湯器等取替

ア 撤去作業

撤去の際は、既設施設に損傷を与えないよう十分注意して行うこと。また万一損傷を与えた場合は、責任をもって復旧するものとする。

イ 機械設備作業

本取替役務完了後に際し、試運転を実施するものとする。

ウ 使用材料

本取替役務で使用する材料は、下記規格品同等以上として雑材費も受注者が負担する。

給湯器：リンナイ RUF-E240ESAW 24号又は同等品以上

※給湯器取替に併せ、湯張りリモコン、液化強化ホース及びフレキ配管の取替えを実施する。給湯器には、配管カバーを施し、リモコンの配線及び配線カバー劣化の場合は交換する。

本役務による鉄屑類等発生材は、発生調書を作成して監督官に提出するとともに駐屯地構内の監督官が示す場所に運搬集積して引き渡す。

(3) 提出書類

受注者は、監督官の示す書式に基づき下記の書類を提出すること。

ア 工程表、内容明細書、現場代理人等通知書・経歴書及び下請負者設定通知書

・・・各1部（契約締結後速やか）

イ 打合せ簿、材料等承認願及び材料搬入報告書

・・・各1部（その都度）

ウ 着手届

・・・各1部（作業着手時）

エ 完了通知書、発生材通知書及び役務（施工）写真

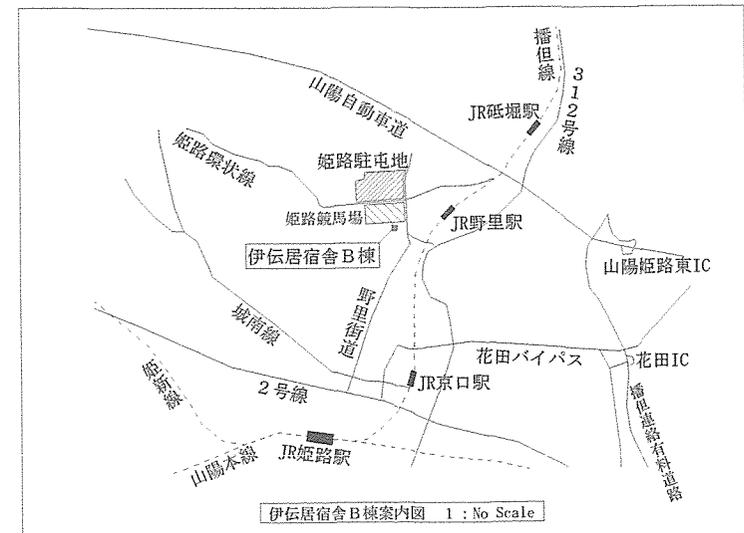
・・・各1部（完了後速やか）

オ その他監督官が指示するもの。

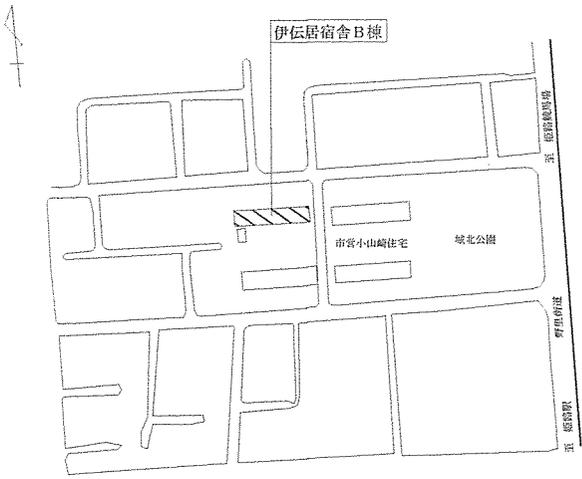
(4) 本役務は、給湯器取替作業を1室あたり1日以内で完了するものとし、細部計画は監督官と協議の上、その指示に従うものとする。

(5) 本役務による保証期間に不具合（異音、取付部の水漏れ、異臭・燃焼不良等）を認めた場合は受注者への連絡から速やかに対応が提供でき、受注者の責任において復旧改善措置が図られること。

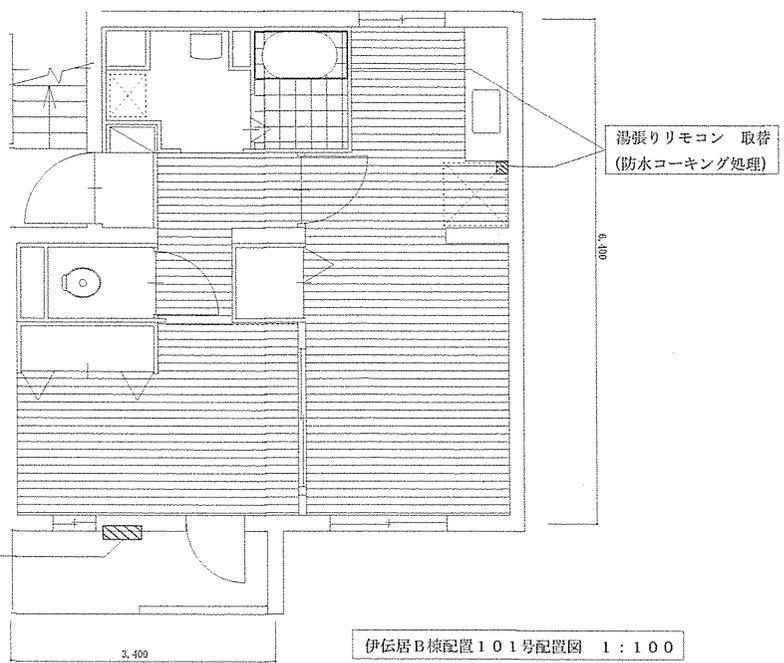
(6) 入札参加予定業者は、必ず現地確認を実施し入札等参加すること。



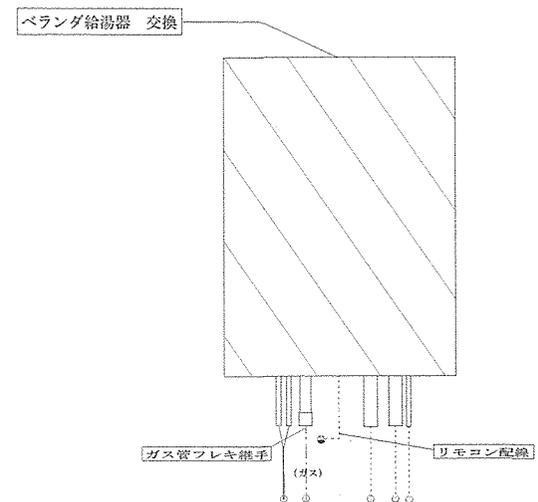
役 務 名	伊伝居宿舍B棟101号室他給湯器取替	図面番号	
種 別	配置図・平面図・設置図・諸元一覧	縮 尺	
陸上自衛隊姫路駐屯地業務隊			



伊伝居宿舍B棟配置図 1:5,000



伊伝居B棟配置101号配置図 1:100



伊伝居宿舍B棟 給湯器標準設置図 S=1/X

諸元一覧

機種名	
既設	リンナイ RUF-E2401SAW (AW)
新設	リンナイ RUF-E240ESAW 24号又は同等品以上

役務名	伊伝居宿舍B棟給湯器取替	図面番号	
種別	配置図・平面図・設置図・諸元一覧	縮尺	図示
陸上自衛隊姫路駐屯地業務隊			

仕 様 書

1 件 名

姫路（7）白国宿舎C棟給湯器取替

2 役務場所

兵庫県姫路市白国5丁目6番19 白国宿舎 5箇所
102号・201号・203号・205号・305号

3 役務期間

契約締結日～令和7年9月30日（火）
また細部工程については官側と協議の上決定するものとする。

4 役務概要

本役務は、白国宿舎C棟102号室その他に設置している「ノーリツGT-1637AWX-FF」給湯器から「パーパスGX-A2001AF-1（13A）20号」に取替、試運転確認を実施するものである。また、一部官給品支給のため、第6項 必要資材等を良く確認すること。

5 一般事項

(1) 総 則

- ア 本仕様書は、陸上自衛隊姫路駐屯地における諸役務について、共通的な必要事項を規定する。
イ 本役務の仕様は、設計図書に記載してある事項のほか、本仕様書、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修各種工事基準仕様書、防衛省装備施設本部制定各種共通仕様書、建築保全センター発行建築保全業務共通仕様書関係法令及びメーカー仕様書並びに監督官の指示によるものとする。

(2) 適用範囲

本仕様書は、本役務に適用する。

(3) 施工工程

実施に先立ち、監督官と協議したのち工程表を作成し、監督官の承認後に実施すること。

(4) 軽微な変更

現場の納まり、取合せ等のための軽微な変更は、監督官と協議しその指示により行うものとする。この場合、請負金額の増減又は期間の延長はしないものとする。
また、実施に当たって当然必要と思われる事項は、監督官の指示を受け請負業者の責任において実施するものとする。

(5) 疑 義

仕様書、設計図書等に明記なき事項又はその内容において疑義が生じた場合は、当該箇所の役務を一時中断し、監督官と協議し指示を受けた後再開する。

件 名	姫路（7）白国宿舎C棟給湯器取替	
種 別	仕様書①	図 番
姫路駐屯地業務隊厚生科		1/4

(6) 材 料

- ア 材料は全て新品とする。
- イ 材料は監督官の検査を受け、合格したものを使用する。
- ウ 材料は日本工業規格（JIS）等を基準し、これらの規格のない物については監督官の指示を受ける。
- エ 材料置場等は、監督官の指示した場所とする。

(7) 中間検査

- ア 役務完了後、外部から明視できなくなる箇所は、監督官に立会の有無を確認の上、必要に応じて中間検査を受けるものとする。
- イ 仕上げ又は見え掛かり部分の色合等は、あらかじめ見本を監督官へ提出し承認を得ること。

(8) 電気・ガス・水道料等の使用

点検確認で必要な使用料は、請負業者が準備すること。

(9) 作業時間

- ア 役務実施時間は、特記事項による。特記事項に記載がない場合は、原則 平日 0815～1700とする。土・日・祝日の作業は原則認めない。ただし、必要な場合は監督官と事前協議を行い指示を受ける。なお、日時を変更する場合は事前に監督官の承認を受けること。

(10) 後片付け

役務終了に際して、役務現場の後片付け及び清掃を実施すること。

(11) 物品等の返納

貸与された設計図書等がある場合は、全て完了検査合格後、監督官に返納すること。

(12) 現場の管理

- ア 役務場所への作業員、その他の出入りの管理、風紀衛生の取締り、火災・盗難及びその他事故防止については、請負業者の責任で管理すること。
- イ 役務場所は、常に整理整頓及び清掃を行い安全管理に努めること。
- ウ 役務場所及びその周辺にある既設構造物に損傷を及ぼさないよう十分な防護を施すること。
- エ 万一損傷をあたえた場合は、請負業者の負担において修復するものとする。

(13) 安全管理

- ア 請負業者は、安全管理に万全を期すること。
- イ 役務場所又はその付近で作業を行うときは、表示又は安全係を置く等安全確保に努めること。
- ウ 現場代理人は、常駐とする。

(14) 発生材の処置

引渡しを要する鉄屑類等の発生材が出た場合は、発生材調書を作成して監督官に提出し、駐屯地構内の監督官が示す場所に運搬集積する。

(15) 提出書類

- ア 工程表 1部 (契約締結後 速やかに提出)
- イ 内訳明細書 1部 (契約締結後 速やかに提出)
- ウ 現場代理人等通知書・経歴書 1部 (契約締結後 速やかに提出)
- エ 下請負者設定通知書 1部 (契約締結後 速やかに提出)
- オ 打合せ簿 1部 (その都度提出)

件 名	姫路（7）白国宿舎C棟給湯器取替	
種 別	仕様書②	図 番
姫路駐屯地業務隊厚生科		2/4

カ	材料搬入報告書	1部	(その都度提出)
キ	着手届	1部	(作業着手時)
ク	完了通知書	1部	(完了後 速やかに提出)
ケ	発生材調書	1部	(完了後 速やかに提出)
コ	作業結果報告書	1部	(完了後 速やかに提出)
サ	その他指示された書類	1部	(その都度提出)

(16) 役務写真

請負業者は、監督官の指示に従い、役務材料、役務前・中・後、役務隠ぺいとなる箇所及び主要な役務段階の状況、その他監督官の指示した箇所の写真（カラーサービス版）1部を工程順に役務写真帳（A4版）に整理し監督官に提出する。

なお、材料は搬入の都度、本役務に関わる全数量・規格が分かるように撮影すること。

(17) 完成検査

請負業者は、本仕様書の役務を完了した場合、仕様書に基づき検査官が実施する完成検査を速やかに受けるものとする。

なお、検査結果に不合格の箇所が生じた場合は、直ちに手直しを行い、再検査を受けるものとする。

5 特記事項

- (1) 給湯器の撤去・取付の際は、既存施設に損傷等をあたえないよう十分注意して行うこと。
また万一損傷を与えた場合は、責任をもって復旧すること。
- (2) 入札等参加予定業者は、必ず現地確認を実施し入札等参加すること。
- (3) リモコン取替の際、防水処理としてコーキング等を実施すること。
- (4) 作業完了後、試運転を実施し異常が無いことを確認すること。
- (5) 本役務による鉄屑類等発生材は、監督官が示す場所に運搬集積して引き渡す。
- (6) 給湯器交換作業は、1室あたり1日以内で完了することを基準とし、細部計画については、監督官と協議の上、その指示に従うものとする。
- (7) 本役務の保証期間は、完成検査後1箇年とし、取付箇所の不具合・異音・排管破れ・水漏れ・異臭・燃焼不良等を認めた場合は、受注者への連絡後、速やかに対応が出来き無償で、改善処置が図られること。
- (8) 今役務の官給品支給「ロックウール直管保温筒 80A-20（ALCCなし）排気筒カバー」については、必要数量及び取付要領は監督官と調整・確認をすること。

件名	姫路（7）白国宿舎C棟給湯器取替	
種別	仕様書③	図番
	姫路駐屯地業務隊厚生科	3/4

6 必要資材等

補修等に使用する材料・規格等については、公共建築工事基準仕様書の各該当する項目による他、次表のとおり及び同等品以上とする。

品名	規格	数量	備考
①給湯器	パーパスGX-A2001AF-1 (13A) 20号 又は同等品以上	1台	
②リモコンセット	パーパス TC-700L 又は同等品以上	1台	
③給排気筒	SU304 FE用 φ80 90エルボ	4個	
④給排気筒	SU304 FE用 φ80 45エルボ	5個	
⑤排気筒カバー	ALCC付ロックウール保温筒 80A-20 90度用 又は同等品以上	5個	
⑥給排気筒	SU304 FE用 φ80 スライド管160	15本	
⑦吸排気アダプター	TB-0005FA-12	5個	
⑧給湯器	パーパスGX-A2001AF-1 (13A) 20号	4台	官給品支給
⑨排気筒カバー	ロックウール直管保温筒 80A-20 (ALCCなし)	7本	官給品支給
⑩リモコンセット	パーパス TC-700L	4台	官給品支給
⑪排管カバー	パーパス HC-4507	5枚	官給品支給
⑫給排気筒	SU304 FE用 φ80 90エルボ	8個	官給品支給
⑬給排気筒	SU304 FE用 φ80 スライド管300	5本	官給品支給

件名	姫路(7)白国宿舎C棟給湯器交換	
種別	仕様書4	図番
	姫路駐屯地業務隊厚生科	4/4

仕 様 書

1 件 名

姫路（7）伊伝居A棟（302）給湯器取替

2 役務場所

兵庫県姫路市広峰1丁目12-2 伊伝居宿舍A棟 302号室

3 役務期間

契約締結日～令和7年8月29日（金）

施工期間については約3カ月とし、令和7年8月下旬までに完了するものとする。

また細部工程については官側と協議の上決定するものとする。

4 役務概要

本作業は、伊伝居宿舍A棟302号室に設置している「パーパス GX-S2400AW」給湯器から「パーパス GX-H2403AW（13A）24号」に取替、試運転確認を実施するものである。

5 一般事項

(1) 総 則

ア 本仕様書は、陸上自衛隊姫路駐屯地における諸役務について、共通的な必要事項を規定する。

イ 本役務の仕様は、設計図書に記載してある事項のほか、本仕様書、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修各種工事基準仕様書、防衛省装備施設本部制定各種共通仕様書、建築保全センター発行建築保全業務共通仕様書関係法令及びメーカー仕様書並びに監督官の指示によるものとする。

(2) 適用範囲

本仕様書は、本役務に適用する。

(3) 施工工程

実施に先立ち、監督官と協議したのち工程表を作成し、監督官の承認後に実施すること。

(4) 軽微な変更

現場の納まり、取合せ等のための軽微な変更は、監督官と協議しその指示により行うものとする。

この場合、請負金額の増減又は期間の延長はしないものとする。

また、実施に当たって当然必要と思われる事項は、監督官の指示を受け請負業者の責任において実施するものとする。

(5) 疑 義

仕様書、設計図書等に明記なき事項又はその内容において疑義が生じた場合は、当該箇所の役務を一時中断し、監督官と協議し指示を受けた後再開する。

件 名	姫路（7）伊伝居A棟（302）給湯器取替	
種 別	仕様書①	図 番
	姫路駐屯地業務隊厚生科	1/4

- (6) 材 料
- ア 材料は全て新品とする。
 - イ 材料は監督官の検査を受け、合格したものを使用する。
 - ウ 材料は日本工業規格（JIS）等を基準し、これらの規格のない物については監督官の指示を受ける。
 - エ 材料置場等は、監督官の指示した場所とする。
- (7) 中間検査
- ア 役務完了後、外部から明視できなくなる箇所は、監督官に立会の有無を確認の上、必要に応じて中間検査を受けるものとする。
 - イ 仕上げ又は見え掛かり部分の色合等は、あらかじめ見本を監督官へ提出し承認を得ること。
- (8) 電気・ガス・水道料等の使用
- 点検確認に必要な使用料は、請負業者が準備すること。
- (9) 作業時間
- ア 役務実施時間は、特記事項による。特記事項に記載がない場合は、原則 平日 0815～1700とする。土・日・祝日の作業は原則認めない。ただし、必要な場合は監督官と事前協議を行い指示を受ける。なお、日時を変更する場合は事前に監督官の承認を受けること。
- (10) 後片付け
- 役務終了に際して、役務現場の後片付け及び清掃を実施すること。
- (11) 物品等の返納
- 貸与された設計図書等がある場合は、全て完了検査合格後、監督官に返納すること。
- (12) 現場の管理
- ア 役務場所への作業員、その他の出入りの管理、風紀衛生の取締り、火災・盗難及びその他事故防止については、請負業者の責任で管理すること。
 - イ 役務場所は、常に整理整頓及び清掃を行い安全管理に努めること。
 - ウ 役務場所及びその周辺にある既設構造物に損傷を及ぼさないよう十分な防護を施すること。
 - エ 万一損傷をあたえた場合は、請負業者の負担において修復するものとする。
- (13) 安全管理
- ア 請負業者は、安全管理に万全を期すること。
 - イ 役務場所又はその付近で作業を行うときは、表示又は安全係を置く等安全確保に努めること。
 - ウ 現場代理人は、常駐とする。
- (14) 発生材の処置
- 引渡しを要する鉄屑類等の発生材が出た場合は、発生材調書を作成して監督官に提出し、駐屯地構内の監督官が示す場所に運搬集積する。
- (15) 提出書類
- ア 工程表 1部 (契約締結後 速やかに提出)
 - イ 内訳明細書 1部 (契約締結後 速やかに提出)
 - ウ 現場代理人等通知書・経歴書 1部 (契約締結後 速やかに提出)
 - エ 下請負者設定通知書 1部 (契約締結後 速やかに提出)
 - オ 打合せ簿 1部 (その都度提出)

件 名	姫路（7）伊伝居A棟（302）給湯器取替	
種 別	仕様書②	図 番
姫路駐屯地業務隊厚生科		2/4

カ	材料搬入報告書	1部	(その都度提出)
キ	着手届	1部	(作業着手時)
ク	完了通知書	1部	(完了後 速やかに提出)
ケ	発生材調書	1部	(完了後 速やかに提出)
コ	作業結果報告書	1部	(完了後 速やかに提出)
サ	その他指示された書類	1部	(その都度提出)

(16) 役務写真

請負業者は、監督官の指示に従い、役務材料、役務前・中・後、役務隠ぺいとなる箇所及び主要な役務段階の状況、その他監督官の指示した箇所の写真（カラーサーピス版）1部を工程順に役務写真帳（A4版）に整理し監督官に提出する。

なお、材料は搬入の都度、本役務に関わる全数量・規格が分かるように撮影すること。

(17) 完成検査

請負業者は、本仕様書の役務を完了した場合、仕様書に基づき検査官が実施する完成検査を速やかに受けるものとする。

なお、検査結果に不合格の箇所が生じた場合は、直ちに手直しを行い、再検査を受けるものとする。

5 特記事項

(1) 給湯器の撤去・取付の際は、既存施設に損傷等をあたえないよう十分注意して行うこと。

また万一損傷を与えた場合は、責任をもって復旧すること。

(2) 入札等参加予定業者は必ず現地確認をし、入札等参加をすること。

(3) 規格数量は基準とし、現地確認の後、施工に必要な資材等を準備すること。

また、使用する材料等は事前に承認図を提出し、監督官に承認を得てから準備すること。

(4) リモコン取替の際、防水処理としてコーキング等を実施すること。

(5) 作業完了後、試運転を実施し異常が無いことを確認すること。

(6) 本役務による鉄屑類等発生材は、監督官が示す場所に運搬集積して引き渡す。

(7) 給湯器交換作業は、1室あたり1日以内で完了することを基準とし、細部計画については、監督官と協議の上、その指示に従うものとする。

(8) 本役務の保証期間は、完成検査後1箇年とし、取付箇所の不具合・異音・排管破れ・水漏れ・異臭・燃焼不良等を認めた場合は、受注者への連絡後、速やかに対応が出来き無償で、改善処置が図られること。

件名	姫路（7）伊伝居A棟（302）給湯器取替	
種別	仕様書③	図番
	姫路駐屯地業務隊厚生科	3/4

6 必要資材等

補修等に使用する材料・規格等については、公共建築工事基準仕様書の各該当する項目による他、次表のとおり及び同等品以上とする。

品 名	規 格	数 量	備 考
①給湯器	パーパスGX-H2403AW (13A) 24号 又は同等品以上	1台	
②リモコンセット	パーパス TC-680 又は同等品以上	1個	
③配管カバー	パーパス HC-6044 又は同等品以上	1個	

件 名	姫路(7)伊伝居A棟(302)給湯器取替	
種 別	仕様書4	図 番
姫路駐屯地業務隊厚生科		4/4

入札書

分任契約担当官陸上自衛隊姫路駐屯地
第352会計隊姫路派遣隊長 伊藤 実枝子 殿

¥ (消費税を含まない。)

- 1 件 名 : 姫路(7)伊伝居宿舎B棟(101)他給湯器取替ほか2件
- 2 履 行 場 所 : 仕様書のとおり
- 3 履 行 期 間 : 仕様書のとおり

上記の公告又は通知に対して「入札及び契約心得」及び「標準契約書等」の契約条項等を承諾のうえ入札見積いたします。

令和7年7月8日

住所・名称・代表者名

内 訳

※単価・金額には消費税を含まない。

件 名	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	納 期	納 地
姫路(7)伊伝居宿舎B棟(101)他給湯器取替	仕様書のとおり	箇所	30			令和7年10月31日	伊伝居宿舎B棟
姫路(7)白国宿舎C棟給湯器取	仕様書のとおり	式	1			令和7年9月30日	白国宿舎C棟(5箇所)
姫路(7)伊伝居A棟(302)給湯器取替	仕様書のとおり	箇所	1			令和7年8月29日	伊伝居宿舎A棟
別途内訳書を添付してください(様式随意)							

当社(私(個人の場合)、当団体(団体の場合))は、暴力団排除に関する誓約書に定める事項について誓約いたします。

市価調査書

分任契約担当官陸上自衛隊姫路駐屯地
第352会計隊姫路派遣隊長 伊藤 実枝子 殿

令和7年7月7日(月)13時ま
でに
提出をお願い致します。
(FAX又はメールで構いません)

¥ (消費税を含まない。)

- 1 件 名 : 姫路(7)伊伝居宿舎B棟(101)他給湯器取替ほか2件
- 2 履行場所 : 仕様書のとおり
- 3 履行期間 : 仕様書のとおり

上記の公告又は通知に対して「入札及び契約心得」及び「標準契約書等」の契約条項等を承諾のうえ入札見積いたします。

令和7年7月7日

住所・名称・代表者名

内 訳

※単価・金額には消費税を含まない。

件名	規格	単位	数量	単価	金額	納期	納地
姫路(7)伊伝居宿舎B棟(101)他給湯器取替	仕様書のとおり	箇所	30			令和7年10月31日	伊伝居宿舎B棟
姫路(7)白国宿舎C棟給湯器取	仕様書のとおり	式	1			令和7年9月30日	白国宿舎C棟(5箇所)
姫路(7)伊伝居A棟(302)給湯器取替	仕様書のとおり	箇所	1			令和7年8月29日	伊伝居宿舎A棟
別途内訳書を添付してください(様式随意)							

当社(私(個人の場合)、当団体(団体の場合))は、暴力団排除に関する誓約書に定める事項について誓約いたします。

令和7年 ○月 ○日

同等品判定依頼書(書き方)

分任契約担当官
陸上自衛隊姫路駐屯地
第352会計隊姫路派遣隊長 伊藤 実枝子 殿

住 所
会 社 名
代表者氏名
担当者名
連 絡 先
(注) 押印を省略する場合には担当者名及び連絡先を記載すること。

下記の応札(見積) 予定物品が調達要求物品と同等であることを判定願います。

記

調達要求番号	品 名	仕様書品名	同等品製品名
品目等内訳書記載のとおり記載	仕様書記載の品名を記載	仕様書記載の規格を記載	同等品の品名 製品コード等

添付書類等:

(カタログ等諸元が判断可能なもの)

令和 年 月 日

会 社 名
代表者氏名 殿
(判定依頼書提出者が記入しておくこと)

分任契約担当官
陸上自衛隊姫路駐屯地
第352会計隊姫路派遣隊長 伊藤 実枝子

同等品判定結果通知書

上記応札(見積) 予定物品について、次のとおり判定する。

判 定 : 同等品として 承認する。
承認しない。

上記申請について、次のとおり確認した。

分任物品管理官等記入欄	要求元記入欄
要求元の所見を確認した。 確認年月日:	仕様及び物品番号・品名との適合を確認した結果 同等品として(認める・認めない) 確認年月日: 確認者所属・階級・氏名:

令和 年 月 日

同等品判定依頼書(公告第24)

提出期限令和7年7月4日 10時00分

分任契約担当官

陸上自衛隊姫路駐屯地

第352会計隊姫路派遣隊長 伊藤 実枝子 殿

住 所

会 社 名

代表者氏名

担当者名

連 絡 先

下記の応札(見積)予定物品が調達要求物品と同等であることを判定願います。

記

調達要求番号	品 名	仕様書品名	同等品製品名

添付書類等:

(カタログ等諸元が判断可能なもの)

令和 年 月 日

殿

分任契約担当官

陸上自衛隊姫路駐屯地

第352会計隊姫路派遣隊長 伊藤 実枝子

同等品判定結果通知書

上記応札(見積)予定物品について、次のとおり判定する。

判 定 : 同等品として 承認する。
承認しない。

上記申請について、次のとおり確認した。

分任物品管理官等記入欄	要求元記入欄
要求元の所見を確認した。	仕様及び物品番号・品名との適合を確認した結果 同等品として(認める・認めない)
確認年月日:	確認年月日:
	確認者所属・階級・氏名: